

## ローダーデールにおける経済と政治(二)

——イギリス産業革命と対仏戦争——

### 服 部 正 治

一 ローダーデールの政治活動

二 ローダーデールの経済理論

三 ローダーデールの経済政策論

(1) ローダーデールの統治論(以上前号)

(2) ローダーデールの経済政策論(一)——対仏戦争とイギリス政治制度の危機——

[補論] ローダーデールと産業革命——*Hints to the manufacturers of Great Britain, on the consequences of the Irish Union, 1805*——(以上本号)

(3) ローダーデールの経済政策論(二)——財産の分配の変化と地主階級の立場——

四 小結

ローダーデールにおける経済と政治(二)

### 三 ローダーデールの経済政策論

(2) ローダーデールの経済政策論(一)——対仏戦争とイギリス政治制度の危機——

すてにみたように、ピット内閣によるフランスへの内政干渉戦争がはじまる前の、イギリスの政治制度と財産の分配状態とは——特に議会代表制度に関して改革すべき点は存在するが——基本的に良好であり支持すべきものであるというのが、ローダーデールの認識であった。ところが、ピット内閣は「(フランスとの)戦争は、外国においてイギリスの力を伸長させる確実な方法であり、また国内では平穏と安定とを確保し、そし

てイギリス政治制度 (Constitution) を保持する唯一の方法である」(①*Letters to the peers of Scotland*, p. 32) という口実で戦争をはじめ——戦争の真の目的はピット内閣への反対者を弾圧し弱体化させることによって、自己の権力を維持することであるにもかかわらず——、結局、財産の分配を人為的に変化させ、ひいてはイギリス政治制度を変質させようとしている」とローダーデルは考える。

こうして、ピット内閣による対仏戦争への反対という形でローダーデルの初期の——とくに「①*Letters to the peers of Scotland*, 1794; ②*Substance of a speech*, 1796; ③*Thoughts on finance*, 1797; ④*Present measures of finance*, 1798——経済政策論は展開される。さて、ローダーデルが財産の分配を人為的に変化させるものだとして強く批判するのは公債増発と重税とであるが、この批判は次のような文脈のなかでなされている。

すなわち、フランス革命の原因は、国王の浪費をまかなうために公収入を抵当にして公債を発行するという「ファンディング・システムの行過ぎ」によって生じた国家財政の疲弊と、それに基づく国民に対する重税とである。そしてこうした財政状態の下で、フランスでは極めて多数の者が貧困にあえいでいた。すなわち彼らは、「あらゆる財産を奪われており、また自己の労働を単にその日の衣食を得るためのものとみなし、そして多くの場合において、彼らが稼ぐことのできたわずかな収入の大部分も強奪されていた」のであった(①*Letters to the peers of*

*Scotland*, pp. 42—43, 51, 60; ②*Substance of a speech*, pp. 8—9)。したがって、革命の進行に伴って生じたルイー六世の処刑、恐怖政治の出現といった「事態の進行は自然であった」というのは「権力の鎖から逃れた人々がおこなう残酷と圧迫とは、つねに、彼らが負わされていた鎖の重さに比例する」からである(①*Letters to the peers of Scotland*, p. 63)。これに対して、「すでにみたようにイギリスの政治制度と財産の分配状態とは良好であり、「イギリスの財政には最高度の繁栄が存在し、また良好な管理のおかげでフランスで革命を生じたような混乱状態に財政が陥る見込みは存在しなかった」のである。つまり、「革命に伴ったあの残酷な血への乾き (unrelenting love of blood)」といった光景は……イギリスの法律の寛大な精神の影響」とイギリス政治制度の賢明な規制との下では決して生じえない」のである(①*Ibid.*, p. 70)。ところがピット内閣はフランスに対する内政干渉戦争をはじめ、一方では巨額の公債を発行することによって戦時支出をまかない、また国民に重税を課し、財産の分配を人為的に変化させているのである。

さて、ローダーデルが言うように、対仏戦争の開始以降公債発行は激増した。デイヴィッド・ヒュームは一七五二年に出版した *Political Discourses* において公債の増加を憂慮し、こうした事態は「国民が国家信用 (public credit) を破滅させるか、それとも国家信用が国民を減ぼすかのいずれかである」とまで述べたが、一七五二年の未償還公債残高は七六九〇万ポンドで

あった。<sup>(3)</sup>また、アダム・スミスは一七七六年に出版した『国富論』において、公債購入に用いられる資本は「生産的労働者を維持するものから不生産的労働者を維持するものへ転用され、そして将来の再生産に対するなんらの望みさえなしに、一般にその年のうちに費消され浪費される部分」であるという立場から公債の増発を論じつつ、次のように述べたのであった。すなわち、「大ブリテンは、半世紀前には誰一人として耐えうるとは信じなかつた負担にやすやすと耐えているように思われる。しかしながら、そうだからといって、大ブリテンはどんな負担にも耐えうると性急に結論をくだしてはならない。それどころか、大ブリテンは、すでに負わされてきたものより少しばかり重いくらいの負担ならたいした苦痛もなく耐えうるといふ過信すらしはならない」と。<sup>(4)</sup>そして、一七七六年の公債残高は一億三二〇万ポンドであった。また一七八六年にはリチャード・プライスの提案に基づいて、ピットは複利で増加する減債基金として年一〇〇万ポンドを設定したが、この時の公債残高は二億四六二〇万ポンドであった。<sup>(5)</sup>そして、一七八六年から対仏戦争の始まる前年（一七九二年）までは、公債残高はむしろ減少した（一七九二年の公債残高は二億四一六〇万ポンド）。ところが一七九三年二月の戦争の開始以降公債発行は急増し、一七九九年にピットが所得税（Income tax）を新設するまでの時期をとってみれば、公債残高は第一表のように増大している。

ローダーデールにおける経済と政治 (二)

第一表

年度	公債残高 (10万ポンド)
1792	2416
1793	2429
1794	2496
1795	2674
1796	3104
1797	3592
1798	3912
1799	4266

(Mitchell, *op. cit.*, p. 402)

例えば、一七九九年の公債残高は『国富論』出版時のその三倍以上であり、ピットが所得税創設にあたって算定した課税所得は一億二〇〇万ポンドであったから、その四倍強にもなる。こうした公債急増の原因は、いうまでもなく、軍事費の増大であった。すなわち、一七九二年の軍事費は五五八万ポンドであったが、一七九七年には四一〇三万ポンドに増加している。そして経費総額も、一方では軍事費の増加によって、他方では軍事費増大↓公債増大↓公債費増大によって増加し、一七九二年の一六九五万ポンドから一七九七年の五七六五万ポンドと、約三倍半に増加している。<sup>(9)</sup>そして、歳入に占める公債収入の割合も、一七九七年には実に六五・二%を記録したのであった。ところがこうした巨額の公債発行はその限界を露呈せざるを得ない。すなわち、公債収入の対額面比率のいちじるしい低下が生じたのである。一七九三年には三%債の発行高に占める収入高の割合はすでに七一%にまで低下していたが、一七九七年にはついに五〇%を割ったのであった。例えば一七九六年の愛国公債（Loyalty loan）は、一〇〇ポンドの応募者は五%の利付公債で一、二ポンドを受取ることができること、またいつでも現金一〇〇

ポンドかもしくは三%公債で一三三ポンドかを受取りうること等といった利点が与えられたにもかかわらず、一四%もの下落をみたのであった。<sup>(10)</sup>そしてこうした公債依存政策の行詰りのなかで、<sup>(11)</sup>ピットは所得税を創設したのであった。もちろんそれまでに、新税・増税は幾度となくなされてきたのであったが、それにもかかわらず租税収入の増加は微々たるものであり、税収増加がはつきりと認められるのは一七九八年のトリプル・アセメント——それは「支出税と直接所得税との折衷物」<sup>(12)</sup>であり、「所得税の前身」<sup>(13)</sup>であった——の賦課、一七九九年の所得税の創設以降のことである。ピットの所得税は、一七九九年には六〇五万ポンド、一八〇〇年には六二四万ポンド、一八〇一年には五六三万ポンドの税収をもたらしたが、その内容は年所得六〇ポンドを免税点とし、六〇ポンド——二〇〇ポンドの所得は一・二〇分の一から一一分の一までの累進税率を課し、二〇〇ポンド以上の所得は一律一〇%の税を課すものであった。そして納税者は自己の所得を申告することが義務づけられたが、申告所得に対する査定はその所得の種類（すなわち、土地・家屋からの所得、商工業・自由職業・雇用からの所得、<sup>(15)</sup>海外財産・海外投資からの所得、その他の所得）によって異なっていた。ピットの所得税は、これまで比較的租税負担の軽かった商人・資本家階級をも納税者として指定した点が重要であるが、総体的には富裕者課税の性格をもつものであった。例えば一八〇一年をとってみれば、年所得一〇〇〇ポンド以上の一万人強が総税額の五〇%を

支払ったのである。

さて、税収増加の手段として所得税が選ばれた理由を土生芳人氏は次のように指摘している。<sup>(16)</sup>当時の税収の約七〇%は関税と内国消費税とによって占められていたが、この両者はすでに戦前戦争を通じて増徴が重ねられていたし、またその主たる担税者たる小生産者と労働者とは産業革命、困い込み運動の進行、穀物価格騰貴のなかで、その担税力そのものを喪失しつつあったこと。更に、フランス革命の与えた政治的影響は露骨な大衆課税を困難にしていたこと。そして、地租はすでに許容される最高税率に達していると考えられたし、その引上げによる税収増加も小さいと予想されたこと。またアセド・タックスも、一七八五年の創設以来すでに三度も税率の引上げと課税対象の拡大とがなされていたが、それによる増収はわずかであったこと。つまり「従来の租税体系はこの段階であますところなく利用され」ていたのであった。<sup>(18)</sup>

ローダーデールは、こうした公債増発と重税とによって、一方ではマニード・インタレストが法外な利潤を与えられ、他方では「イギリスのもっとも勤勉な職人や製造業者が幾千も幾千も困窮と破産とに」陥っている、と指摘する<sup>(17)</sup> *Thoughts on Finance, p. 23*; <sup>(18)</sup> *Present measures of finance, p. 1*。すなわち、公債増発は発行条件の悪化を招き、一七九六年の海軍手形 (*Navy bill*) に至ってはじつに四〇%以上の実質利回りが与えられたのであって、マニード・インタレストは「国庫からこれ

ほど法外な略奪(私はそれを「利潤プロフィットとは呼ばない」)をするこ  
とを許されているのである。(3) *Thoughts on finance*, pp. 32—  
33)。更にピット内閣はこうした公債発行条件の悪化のなかで、  
一七九六年には強制公債 (*Forced loan*) の発行という考えを  
えもった。強制公債は、自発的な応募によって公債が消化され  
る場合よりもはるかに大きな損失を国民にもたらす。というの  
は、自発的な応募の場合には、その公債の利回りよりも低い利  
潤率しか得ていない資本だけが公債購入に向けられるが、強制  
公債の場合には、すべての資本——その公債利回りよりも高い  
利潤率を得ている資本も——が公債購入に向けられるから、強  
制公債の場合のほうが自発的な応募による場合よりも、経済的  
「損失」は大きい。しかも、愛国的な熱狂に訴える愛国公債の  
場合には、国のもつとも生産的な資本が公債購入に向けられる  
可能性は一層大きく、損失は更に増大するであろう。(4) (cf. (3)  
*Ibid.*, pp. 25—28; (5) *Present measures of finance*, pp. 3, 21—22)。  
そしてローグデールは、たとえもつとも低い利潤率しか得  
ていない資本が公債購入に向かう場合でも、その資本が生みだ  
す「利潤に等しい額が翌年の生産から引きあげ」られる・つま  
り「再生産が混乱させ」られると考へてゐる。(6) *Thoughts on  
finance*, pp. 26, 27; (7) *Present measures of finance*, pp. 21, 22) (8) だ  
から、巨額の公債発行による戦争支出は「イギリスの富のきわ  
めて大きな部分を不生産的用途に用い」、「イギリスの生産的資  
本のきわめて大きな部分をこうして葬つてしまふ」という「不

## ローグデールにおける経済と政治 (二)

利益」をもたらすものであった。(9) *Letters to the peers of Scot-  
land*, p. 83)。そして、ピット内閣が減債基金を、公債の発行を  
容易にするエンジンとしてみなしていることを指摘しつつ (cf.  
(10) *Substance of a speech*, p. 43)、「ローグデールは、「フアンデ  
ィング・システムは……国民の資本の一部の絶対的な支出に伴  
う力を国民の手から奪い、その力を政府と國債所有者との間に  
分配するための考案物である」と主張する (11) *Thoughts on fi-  
nance*, p. 83)。すなわち、前にみた、統治をおこなうのに必要  
な支配力の一つである・財産から生ずる力が、戦争支出のため  
に公債を発行することによって政府と公債所有者とに移転さ  
れるというのであり、そしてそれは国民への課税によってなさ  
れるというのである。ピット内閣による対仏戦争はローグデ  
ールにとってそれ自体として反対すべきものであったから、  
戦費のために、また戦費をまかなう公債に対する利子のために  
税を課すことは、当然に彼が反対するところであるが、とりわ  
けトリブル・アセメントならびに所得税は次のような経済的  
不利益を伴うと彼は考へる。すなわち、再生産への奨励は需要  
に依存し、需要は支出によってのみ創造されるが、こうした税  
は消費者の支出を減少させる。そして「商業ならびに製造業資  
本の利潤は、これらの資本がない場合に消費者の種々の欲望対  
象物を消費できるように製造したり、またそれを消費者に運送  
したりするのに必要な労働の一部にとって代わること (*sup-  
planting*) から生ずる」のだから、「所得に税を課すことによつ

て消費〔支出〕を減少させれば<sup>(2)</sup>、それに応じて商人・製造業者の利潤は減少する。しかも、「こうした税はすべての者の財産に公平にかかりはしない。それは特に巧みに勤勉な人々のストックを攻撃する」。すなわち、トリプル・アセスメントはアセスド・タックスを基礎としながらその税額を所得額と関連させようとする「支出税と所得税との折衷物」であり、前年度のアセスド・タックスの納税額に基づいて算定される税額が本年度の所得額に基づいて算定される税額(最高一〇%)を超える場合には、納税者は所得申告によってその減額が認められた。したがって、例えば一万ポンドの財産を所有しそれを貸付けることによって年五〇〇ポンドの所得を得る人で、アセスド・タックスに基づいて算定された税額が今年度の所得の一〇分の一(五〇ポンド)を超えれば、彼は所得申告をして税額を五〇ポンドにへらすことができる。ところが、一万ポンドの資本で年一千ポンドの所得を得る商人や生産者で、アセスド・タックスに基づく税額が一〇〇ポンドを超えても、彼は所得申告をすることによってそれを減額しえない。というのは「彼はそうすれば〔事業の不振を示すことになり〕自分の信用を傷つけると考えるであろう」からである。しかも彼の顧客も税のために支出を減らすであろうから、彼の販売する商品への需要は減少し彼の利潤は減少する。こうしてこの税は、「勤勉な資本家(Industrious capitalist)」に対して、「怠惰な資本家(Idle capitalist)」に比べてもより重くかかるのである(Cf. *Present measures of finance*,

p. 23, 27-29)。そしてローダーデルは、この税のために富者の支出が減少することによって下層階級も被害をうけることを指摘したうえで、戦争開始以降の重税をこう非難するのである。すなわち、「現在の戦争の開始以来、商人と製造業者の中産階級は年々彼らの資力が減少し、彼らの負担が増大するのを経験してきた。彼らは我慢してこれに耐えてきた。彼らは事態が好転するのを期待して自己の信用を維持するために苦闘しつつ、彼らの所得でなんとかやってきたというのがきわめて一般的である。しかしながら、今や彼らは自己の信用を維持していくのに必要だと思われる費用にまで(トリプル・アセスメントによって)賦課されることになっている。そして彼らはピット氏によって次のようなみじめな選択を救済案として与えられているのだ。すなわちそれは、彼らの現在の資力以上の「前年度のアセスド・タックスの税額に基づいて算定された」税額を支払うか、それとも「今年度の所得を」申告することによってピット氏の「戦争をおこなうという」方策が陥しいれた彼らの事業の零落した状態を白日の下にさらけだし「税の減免を認められる代りに自己の信用を傷つける」か、という選択である。これが「ピット氏が」我慢する救済案なのである。それは不道徳を奨励するという一般的傾向によって、なるほど怠惰に便宜を図るが、勤勉で苦労している事業者の感情をはずかしめうるだけなのである」(Ibid., p. 35) 云々。

さて、こうした巨額の公債発行と重税とは、先にみたよう

に、財産から生ずる力を担税者の手から奪い去り政府と公債所有者とに移転させるという、つまり財産の分配を変化させるといふ結果をもたらし、ピット内閣は「専制的支配の確実な源泉」を得ている。すなわち、一七九七年をとってみれば、ピット内閣は戦費として四千万ポンド以上を支出し、公債ならびに税収入として五八〇〇万ポンドも徴収している。これほど多額の歳入を、つまり国民の財産を管理する者は、この財産から生ずる力によって「専制的な権威でもって彼の同胞の行動を規制するにちがいない」のである。こうした力は「イギリスの政治制度のバランスを全面的に破壊してしまっていないにせよ、それを実際に……弱めているのである」(③ *Thoughts on finance* pp. 54, 49, 55)。したがって、現在のイギリスの政治制度は専制政治とかわらぬものに変質しつつある。そして、こうした財産の分配の変化のなかで、またそれに伴う政治制度の変質のなかで、「根の深い不平と革命とのきわめて強烈な兆候」がみられるのである(④ *Present measures of finance*, p. 1)。こうしてローダーデルにとっては、イギリスのとるべき途は直ちに戦争をやめることである。(25)

さて、戦争をやめた場合に——つまり、財産の分配が人為的に変化させられなくなる場合に——イギリスが得る経済的利益について、ローダーデルは *Public wealth*, 1st ed., 1804 で、イギリスの財産の分配とそれによって規定されるイギリス産業の特質とを基礎にして以下のように述べている。すでにみ

## ローダーデルにおける経済と政治(二)

たように、イギリスにおいては他のヨーロッパ諸国よりも、財産が社会全体にひろまり、すべての人々が「中程度の財産 (*moderate wealth*)」を所有している。そして、やはりすでにみたように、財産の分配はその国の産業の特質を規定する。したがって、イギリスでは比較的小さな財産を所有する人々が需要する産業が栄えているといえる。例えばイェンデン条約の締結(一七八六年)の際に明らかになったように、フランスは財産の分配が不平等で、大財産が少数の人々に所有されていたから、奢侈品・高級品生産において利点を有していたのに対し、イギリスは中級品(つまり、小財産を所有する人々が主に需要する商品)で利点を有していたのである。(27) (cf. ③ *Public wealth*, 1st ed., pp. 337—339)。そして重要なことには、小財産が社会全体に広まっている場合には資本の蓄積に対する制限は基本的に生じない。というのは、「小財産を所有する人の習慣というものは……彼をして自分がおこなう労働にとって代わろうとおのずと思いつかせるのであり、また彼は、自分の中程度ミドルレイの富のなかに「それを」なしとげる資力を見いだすのである」から(⑤ *Ibid.*, 1st ed., p. 348)。すなわち、労働にとって代わるための新方法——すでにみたようにローダーデルにとっては、資本の利潤は労働にとって代わることから生ずる——を發明し、それを実行に移すための資力を自己の小財産のなから賄うことのできる勤勉な生産者は、商品をこれまでよりも安く供給し、同時に、特別利潤を得ることによってこれまでよりもより大きな利潤を得る。

そして彼はこの増加した利潤を資本として蓄積するが、以前と同額を消費物品に支出することができる。他方、彼の顧客は彼から購入する商品の価格が低下しているので、以前よりも大きな額を他の消費物品に支出することができる。したがって、社会全体としては、消費物品への需要が増加している瞬間にその供給の増加を得ることができ、資本の蓄積の結果、消費物品への需要が減少することがないわけである (cf. *Observations by the earl of Lauderdale, p. 73; Public wealth, 2nd ed., pp. 348-349*)。つまり、「富〔財産〕の適当な分配〔イギリスのように小財産が社会全体にひろまること〕は、国内市場においてたえず増進する需要を確保することによって富裕の増加を保証し、また、その習慣からして労働にとつて代わるという欲望が生じそうな人々にそれを実行する力を与えることによって、一層効果的に富裕の増加を保証するのである」(*Ibid., 1st ed., pp. 349-350*)。更に、こうした財産の分配に基づいてイギリスが中級品生産で利点を有していることから、戦争をやめヨーロッパ諸国との貿易を開けば次のような積極的な利益が生ずる。すなわち、イギリスは中級品を他の国々よりも「より安く供給する力を保証され」ているが、フランス革命とその伝播とによって、ヨーロッパの国々の財産の分配は現在ますます小財産が社会全体にひろまる方向に変化しているのであるから、イギリス産の中級品(つまり、小財産を所有する人々が需要する商品)へのヨーロッパ諸国からの需要は確実に増大するのである。直截に

表現すれば、「もし平和と安定とを享受することが許されるならば、ある国〔イギリス〕が習慣的に優越している特定の種類の産業の生産物に対して、これほどのおおきさの需要を保証するような財産の配分状態に人類がほとんど一樣に入り込むにみえる時代はかつてない」のである (*Ibid., 1st ed., pp. 352, 353-354*)。

ついでローダーデールは『公富論』において、ピット内閣の減債基金を批判することによって戦争を批判する。ピット内閣は平和が回復すれば、所得税収入の一千万ポンドとあわせて一五〇〇万ポンドを年々減債基金として充用する計画をしていた。そこで、例えば一五〇〇万ポンドもの巨額の公債の償還のために国民に対して一五〇〇万ポンド課税がなされると、国民の消費物品への支出はこの額だけ減少する。他方で公債を償還された人はこれまで公債を購入することによって利子を得てきたのだから、つまり彼らは一五〇〇万ポンドを資本として使用してきたのだから、彼らは一五〇〇万ポンドを消費物品に支出しないで、当然に何らかの方法で資本として使用しようとする。「というのは、公債所有者たちを説得して……習慣的に彼らが資本とみなしてきたものを収入として即刻費消させることは、つまり、「減債基金という」政府の欲深な政策の悪影響を相殺するために即刻彼ら自身を破産させることは困難であるからである」。ところが、消費物品に対する「有効需要」が一五〇〇万ポンドも強制的に減少させられている時に、この一五〇



○万ポンドの「追加資本量」が以前と同率の利潤（つまり公債の利子）を獲得できるような投資先は存在しない。したがって競争が生じ、利潤率は低下し、また利率も低下し、「資本所有者はより高い利潤が得られそうな他の国々に資本を移転する」であろう。こうして、「資本の不足が産業への大きな障害となっているフランス」は十分な資本を供給されることになるであろう（@Ibid., 1st ed., pp. 245—252）。

さてすでにみたように、経済が自由に任せられていて政府の有害な干渉がなければ、個人がおこなう節儉による資本の蓄積——これは一方で消費物品への需要を減少させ、他方で消費物品の供給力を増大させるものであった——の有害な効果は、他者の浪費によって相殺されるから、軽視しようというのがローダーデルの立場であった。ところが、現代の「政治家や議員は……私人の財産を管理するうえでの節儉バイシホテ・フンド・キユルレシラによる蓄積フオケシニスの効果を賞讃すべく「スマイスによって」教えられているので、節儉による蓄積は社会の財産を増加させ、また、国庫を財政困難から救う有益な方法だとおのずとみなすように」なり、減債基金を再設した。したがって、経済は自由に任せられず、「社会の支出と収入」は均りあわなくなる恐れが存在する、とローダーデルは考える（@Ibid., 1st ed., pp. 230, 229）。

しかしながら、ローダーデル自身も述べているように、当時の減債基金は現実には新規起債の条件を緩和し、またその抵当となっていたのであった。それゆえに、『公富論』における減

## ローダーデルにおける経済と政治 (二)

債基金批判は、将来の、つまり平和が回復して戦争支出のため  
に公債発行がおこなわれなくなった段階での減債基金の不利益  
を指摘するとともに、他面では、ビット内閣は減債基金を維持す  
るという口実で重税を課し、またそれを担保にして公債増発を  
続けていたのであるから、こうした口実を封じ、公債発行の担  
保を除去し、公債増発を防ぐという効果をもっていると理解し  
うる。つまり、ローダーデルにとっては、公債増発は結局は  
担税者から財産を奪い去り、公債所有者と政府とにその財産を  
移転し、財産の分配を人為的に変化させるものであったのだか  
ら、当時における減債基金批判は逆説的に公債増発を防止し、  
財産の分配の変化を抑える目的をもったと考えられる。そして  
ローダーデル自身——『公富論』のなかでわずか一箇所では  
あるが——、「減債基金の存在は公債の契約をおおいに容易に  
している。すなわち、減債基金は、政府を管理する人々がわが  
国の財産の自然でもっとも有利な分配をきわめて徹底的に混乱  
させるのを可能にしている」と述べているのである（@Ibid.,  
1st ed., p. 270）。<sup>①</sup>Letters to the peers of Scotland,  
1794 から @Public wealth, 1st ed., 1804 までのローダーデル  
の立場は、ビット内閣によるフランスへの内政干渉戦争が巨  
額の公債発行と重税とによってイギリスの財産の分配を人為的  
に変化させ、こうしてビット内閣に専制的権力を与え、イギリ  
ス政治制度を変質させつつあることを批判するものであった。  
そして、財産の分配の人為的な変化を批判することによって対

仏戦争を批判するというローダーデルの立場は——イギリス政治制度の変質への批判は後景に退くものの——<sup>(9)</sup> *Alarming state of the circulation*, 1805; <sup>(10)</sup> *Depreciation of the paper currency*, 1812; <sup>(11)</sup> *Further considerations on the state of the currency*, 1813. とつた一連の通貨問題についての論説においても保持される。すなわちローダーデルは、イングランド銀行の正貨支払停止↓銀行券の過剰発行↓銀行券の減価は財産の分配を変化させると主張するのである。

さて、一七九七年のイングランド銀行の正貨支払停止は直ちに過剰発行と紙券減価とをもちあはしなかった。「一八〇八年以前には金の市場価格と造幣価格との間にはなんら永続的な大きな開きはなかった」<sup>(30)</sup>。しかしながら、一八〇九年七月には地金価格はその造幣価格(一オンス三ポンド一七シリング一〇<sup>1</sup>/<sub>2</sub>ペンス)をおおきく越え、四ポンド一ニシリング一〇<sup>1</sup>/<sub>2</sub>ペンスに達した<sup>(31)</sup>。そして、同年を通じてイングランド銀行券の流通が膨張をつづけたこと、また同時に為替相場が下落しつづけたことと相まって、一八一〇年にはリカードウの『地金の高価格』(*The high price of bullion, a proof of the depreciation of Bank notes*)の出版と地金委員会の任命とがなされ、いわゆる「地金論争」がはじまった<sup>(32)</sup>。そしてローダーデルは「フリーオニスト」の立場からこの論争に参加する。

ローダーデルはこう論ずる。すなわち、地金の高価格の原因は銀行券の減価にあり、銀行券の減価の原因はその過剰発行

にある。つまり、「要求次第現金で支払うことを約束する銀行券は、それを呈示する人に対して、一定の重量と品質とを造幣局印によって保証された金または銀の一定部分を与えるという債務証券である」から、それは「自分が支払を約束する鑄貨の価値と異った、またそれから独立した価値をもちえないのである」。そして兌換下では、銀行券と地金との価値の差は存在しなかったが、現在それが存在するということは、「銀行券自身における、自己が支払を約束したものを所有する力の不足」の証拠なのである<sup>(33)</sup> *Alarming state*, pp. 11, 21; <sup>(34)</sup> *Depreciation*, pp. 3—4, 10—11, 151—156, 39, 43, 7; <sup>(35)</sup> *Further considerations*, pp. 24, 30, 83。そして、現在の不換制度に基づいて銀行券の過剰発行が続く、紙券減価が続けば、「財産の、したがって権力の急激な変化」が生じ、「取り返しつかない被害」をイギリスはこうむることになる<sup>(36)</sup> *Depreciation, advertisement*; <sup>(37)</sup> *Further considerations*, p. 4。すなわち、現行不換制度は銀行券の過剰発行↓減価によって、「ある人〔債権者〕の財産を他の人〔債務者〕のポケットに移転させる確実な方法」なのである<sup>(38)</sup> *Further considerations*, pp. 66—67。しかし、銀行券の過剰発行によって与えられる信用の拡大は商業投機 (*mercantile adventure*) に危険極まりない奨励を与えているのであり、「そして、商業投機業者の取引の拡大によって、「もつともよく知られ、尊敬すべき商<sup>コントラー、メルエントラフンクスト</sup>会」が急速に打負かされ、イギリス商人の「名譽・正義・誠実」といった誇るべき性格は失な

われつつあるのである。すなわち、「わが国の貨幣取引の通常の慣行においては、割引によってイングランド銀行から同銀行券を受けるとした場合にはいつでも、この銀行券はそれを受けとった人によってか、またはそれを受けとった人が直接にそれを支払った相手によって、ある銀行業者に預金される。したがって、イングランド銀行券の過剰発行によって……銀行業者全体はわが国の紙券通貨の量に比例する大きな額(の銀行券)を所有するにちがいない。そして、銀行業者の利潤は預金された貨幣を使用することから生ずるのだから、彼は割引またはその他の方法によって、自己の利潤の源泉をなすところの貸付の拡張をおのずと望むにちがいない。だが、イングランド銀行券を預金された銀行業者から銀行券の形で追加額を借入れる人が、実際のまたは想像上の利潤を得るために、この銀行券を財貨や証券の購入に使用するか、または他の目的のために支払うかする瞬間に、この銀行券は……この銀行券を貸出した銀行業者か他のそれかの手にも再び還流する。そして、この銀行業者の行動も〔貸付の拡張によって利潤を拡大するとう〕同じ動機によって支配されているから、直ちにこの銀行券を資本として貸出す操作を更新せんと試みるであろう。……それゆえに、わが国の発達した貨幣取引制度の下では、流通に投入られた少額の過剰なイングランド銀行券は、その資本としての性格において、商業投機に対して驚くべき程の容易さを、いなむしろ奨励を与えるにちがいないのである」(cf. *Depreciation*, pp. 41-49. 最後の引

## ローダーデルにおける経済と政治 (二)

用は pp. 41-49)。そして、不換制度下での銀行券の過剰発行によって生みだされる「架空資本の過剰が与えるところの商業投機への誘惑」のなかで、イギリスの商業は拡大し、「イギリスのヨーロッパ諸国」への輸出は戦争とナポレオンの布告〔「大陸封鎖」とをものともせず増加した〕が、「こうした商業の拡大の出現のなかに何か異常なもの (any thing extraordinary) があるというべきである。なぜならば、こうした商業の拡大は「一方では、要求次第現金で支払うということが紙券の過剰に対して与えるところの健全なチェックを取り去り、加えて、この二年の間にマニド・インタレストが一二〇〇万ポンド以上も増加した銀行券を受けとったにちがいない時期に、貸付への奨励……がマニド・インタレストの取引に作用するのを放任するような流通制度と次のような商業制度とが結合したことの必然的結果」であるからである。そしてこの商業制度とは「直ちに投機業者に奨励を与え、そしてトレードに従事する人々の精神を腐敗させる」ようなものである (cf. *Ibid.*, pp. 46, 40, 47)。

以上のように、不換制度下の紙券減価が債権者から債務者へ財産を移転させることを批判し、また、不換制度下の信用膨張によって「異常な」「商業の拡大」が生じたことを憂えるローダーデルにとっては、当然に対策は兌換再開ということになる。ところがローダーデルは、旧平価で、つまり金一オンス三ポンド一七シリング一〇半ペンスで兌換を再開することに反

対し、減価した銀行券であらわされる現在の金の価格で、つまり金一オンス五ポンド八シリングで兌換することを——すなわちデヴァリアエーションを——<sup>(34)</sup> *Further considerations* において提案する。そして彼はその理由を次のように論じている。

まず、ローダーデールは地金の高価格の原因は紙券の減価にあるとしつつも、自己のブリオニストの立場を一步譲歩する。すなわち、標準鑄貨の消失、粗悪な鑄貨・トークン等の流通、そして小額支払手段の不足といった「わが国の通貨の混乱」の原因は、「一国の通貨を構成するすべての種々の貨幣の混乱」の価値 (denominative values) がそれら貨幣の間の実質……諸価値 (real values) の差と正確に一致するように調整されて」いないことにある。そして、「この混乱がある種の鑄貨の名目の引上げによって生みだされようが、その「実質」価値の引下げによって生みだされようが、それはつねに重要ではない」というのは、いづれにせよ、この名目価値が引上げられたかもししくはその実質価値が引下げられたかした貨幣は、他のすべて——両方の価値が変化していない——貨幣を流通から排除するからである。したがって、「紙券と金との価値の」差が紙券貨幣の減価によって生みだされようが、地金の「価値の」上昇によって生みだされようが、わが国の通貨を構成するさまざまな種類の貨幣……の実質価値と名目価値との間に正当な比率を回復するような手段を復活させること以外には、わが国の通貨を再び以前のように流通しうる状態に回復させる方法は存

在しえない」のである。<sup>(35)</sup> そして種々の貨幣の——現在では銀行券と鑄貨との——実質価値と名目価値との正当な比率を回復する方法は兌換再開以外にはない。なぜならば、「今や、ほとんど九〇〇にもよる「地方」銀行が存在し、その各々が自己の利益に従って行動し、また、利益があがると考える紙券をその量において無制限に発行する力を持つわが国において、鑄貨と要求次第の支払が停止されている紙券との間の「実質価値と名目価値との」同等性がわずかの期間でも維持されうると想像することは馬鹿げている」からである。<sup>(36)</sup> *Further considerations*, pp. 30, 34, 35, 38—39, 42—43。ところが、兌換再開をするにあたって、(1)、旧平価で(金一オンス三ポンド一七シリング一〇埃ペンス)、(2)、現在の地金の市場価格で(金一オンス五ポンド八シリング)、(3)、(1)(2)の中間で(金一オンス五ポンド)再開するといふ三つの方法が考えられるが、この三方法は「諸個人の財産にきわめて異なった影響を与えるであろうし、また当然に、わが国の複雑で広範な取引のなかで生ずるにちがいないさまざまなケースにおいてはきわめて異なった程度の公平さをもたらすであろう」。そして選択すべき方法は第二案である。すなわちその理由は、正貨支払停止以前からの少数の債権者に対して公平を与えようとして旧平価で兌換再開をすると、正貨支払停止以降に減価した紙券で金を借りた多数の債務者——しかもここ数年間、政府への貸付以外の一般の貨幣取引は貸付期間が短期化されてきている——に対して「最大の不正」を働く

ということ、更に、第二案によって正貨支払停止以前からの債権者も利益を得る——なぜならば、現行の不換制度が続けば紙券の減価は更に増大し、債権者の損失は確実に増大するが、兌換再開によってそうした将来の損失から逃れうるから——ということである。こうして、「社会全体への公平さは」第二案の「採用という方策をさし示しているのである」(③ *ibid.*: pp. 39—44, 47, 62—63)。

ローダーデールはこうした理由で、デヴァリエーションを提案するが、そうした提案をする根底の理由は、旧平価での兌換がもたらす財産の分配の変化を阻止するということであった。すなわち、正貨支払停止以降財産の分配は変化してしまつた——そしてこの変化は彼にとって望ましいものではない——、しかし、現在旧平価に復帰すると更に大きな財産の分配の変化が生じ、かつ経済的混乱がもたらされると彼は考えるのである。ローダーデールは、「旧金属本位からの離脱以降、わが国の財産に生じた配分状態〔の変化〕は、一般的な破産と混乱という光景を生み出すことなく歩を戻すこと〔旧平価への復帰〕を不可能にしているか」と問題を提起し次のように論ずる。すなわち、わが国を「きわめて危険な状態」に陥しられている対仏戦争中の公債の大増加によって、公債費は急増し、その支払のために税は極めて重くなり、こうした「莫大な負担」にわが国が長く耐えられるとは思えない。しかし、紙券減価によって、公債費の名目価値は増大しているがその実質価値は減少してい

## ローダーデールにおける経済と政治 (二)

る。すなわち、一八〇八年の公債費は二八二〇万ポンドであったが、その時には金一オンスの市場価格は四ポンドであったから標準鑄貨での公債費は二七四〇万ポンドであった。そして一八一三年の公債費は三四三〇万ポンドと増大した——なお、同年の公債残高は六億五二〇万ポンドであった——が、金一オンスの市場価格は五ポンド八シリングであったから標準鑄貨での公債費は二四七〇万ポンドなのである。ところが旧平価に復帰すると、一八一三年の公債費は標準鑄貨で三四三〇万ポンドということになり、減価した紙券で公債を買った人々は大きな利益を得、また他方で公債費の増大のために追加税が課せられ担税者は更に財産を奪われることになり、こうした旧平価への復帰とそれが生ぜしめる追加税とは「諸個人の財産を大きく混乱させ」、「勤勉な人々の繁栄」を害するのである (cf. ③ *ibid.*: pp. 70—74, 86)。

さて、以上みたローダーデールの経済政策論から次のことが指摘しうる。すなわち第一に、彼の場合には、財産の分配の変化をもたらす原因として戦争遂行のための経済諸政策のみがとりあげられていること、そして第二に——これは彼のデヴァリエーションの提案からいえることであるが——、フランスとの戦争以降、巨額の公債発行・重税・不換制度下での紙券減価によって財産の分配は変化し、また投機的商業の拡大といった憂うべき事態が生じてはいるが、すでに生じてしまつたこうした財産の分配の変化を強制的に元に戻そうとすれば更に大きな財

産の分配の変化が生じ、経済的混乱が生ずる場合には、彼はこれに反対したということである。そして、フランスとの戦争の終結（一八一五年）以降の彼の経済政策論は、更なる財産の分配の変化を抑えること、また、戦後不況を結果的に加重する諸政策を批判すること——なぜならば、戦時需要が生みだした莫大な製造業人口は戦時需要の消失によって過剰となり、こうした過剰人口のなかにイギリスの政治制度の変革を企てる動きが見られるからである——を中心として主張される。

(1) ローダーデールは⑥ *Public wealth*, 1st ed., 1804 に於いて、革命前のフランスの財産の分配状態を次のように述べている。すなわち、フランスでは幾世紀にもわたって、その財産は貴族階級の間で分配され、そして、この財産の分配の不平等は彼らが享受した特権と免税権とによって、また公債の増発と王室の浪費とによって一層拡大されてきた。「実際のところ、国の富のこれほど大きな部分が大財産としてこれほど少数の人々の間で分けられ、またその支出がつねに同一の地点「ロバリ」でおこなわれるような国は他に「なかた」」(pp. 330—332)。

(2) David Hume, *Writings on economics*, ed. by E. Rotwein, 1970, p. 103. (田中敏弘訳『経済論集』一四八ページ)

(3) B. R. Mitchell, *Abstract of British historical statistics*, 1962, p. 401.

(4) A. Smith, *Wealth of nations*, Glasgow ed., 1976, vol. 2, pp. 924, 922—923, 929. (大内兵衛・松川七郎訳、岩波文庫版第五分冊、四〇—四一、三六、五〇ページ。訳文は一部変更。)

(5) Mitchell, *op. cit.*, p. 402.

(6) イギリスでは、減債基金は一七一六年にロバート・ウォルポールによって、低利借替えによる収入を財源として創設された。創設当初は一応規定通り運用され、公債償還という本来の役目を果たしていた。ウォルポールは一七三三年に、「減債基金は今や大きく成長し、年々約一二〇万ポンドを生みだしている」と述べたのであった。しかしその頃から、ウォルポール自身によって、準備金として流用されはじめ、その性格は変貌し、ついには新規公債のための手段となるに至り、そしてリチャード・プライスの言うように、減債基金は「その親の手によって早まって破壊され」、その本来の機能は停止されていたのであった(⑥ *Public wealth*, 1st ed., pp. 253, 232)。すなわち、「減債基金は修復できないほどに損われてしまっていた。減債基金の悪用はもはや財政政策の通例の姿になった。一七三四年には、一二〇万ポンドがその年のサービスのために減債基金から取りだされた。また一七三五年には、減債基金の収入が前もって使われた。こうした習慣はそれ以降ほとんど中断なく続いた。……減債基金の本来の機能は完全に失なわれたわけではなく、また公債はなお減債基金の助けによって償還されはしたが、システムティックな公債償還政策ははきりと放棄されていた」(E. L. Hargreaves, *The national debt*, new impression 1966, p. 46)のであった。そうして、減債基金がその本来の機能を失い新規起債の手段となっていたことは、ウォルポールのその後の流用以降、人々の目には明らかになり、『国富論』出版時にはミスミスは次のように明言することができたのであった。すなわち「減債基金は旧債を償

選するために創設されたにもかかわらず、新規起債をひじょうに促進するものである。それは、国家のなんらかの非常事態に際して貨幣の調達が企図される場合、なにか他の不確実な基金を助けて償当にされるために、つねに手元におかれる補助的な基金なのである」(Smith, *op. cit.*, vol. 2, p. 916; cf. pp. 920-921. 邦訳、第五分冊、二四一頁。三一三三頁)と。

一七八六年に創設された減債基金は、対仏戦争が始まるまでに一〇二四万ポンドの公債を償還し、また一七九二年には減債基金の拡大もなされたが、その目的はコンソール公債の額面価格を高く維持することであり、こうして、戦争勃発後必要となった新規起債の条件を緩和するのに役立つのであった (cf. Hargreaves, *op. cit.*, pp. 105-106). cf. Mitchell, *op. cit.*, p. 402.

(7) Mitchell, *op. cit.*, p. 402. この時期にバントは前述の減債基金の創設をはじめ、諸税の整理・統合、徴税機構の改革(一七八五年の Tax Office の形成)、一七八七年の統合基金 (Consolidated Fund) の形成等、「公債制度、税制および財務行政機構の各方面」、節約、能率化あるいは資本主義的合理化の努力」をおこなったのである (佐藤進『近代税制の成立過程』、一九六五年、九二ページ)。

なお、以下の財政問題に関する叙述は、佐藤氏の著書第三章のほかに、土生芳人「ナポレオン戦争期のイギリス所得税」(岡山山大学法経学会雑誌第一二巻第四号、一九六三年)におおぐを負っている。(8) 但し、この算定額には銀行資本からの利得(公債利子を除く)の大部分が除外されている。なお、ミッチェルは一八〇一年の国民所得を二億三三〇〇万ポンドと見積っている (Mitchell, *op. cit.*, p. 366)。

ローダーゲールにおける経済と政治 (二)

第二表 Great Britain の経費 (単位: 千ポンド)

(カッコ内は各費目の総経費中に占めるパーセントを示す)

年度	総額	公債費	民事費	軍事費
1792	16,953	9,310 (55)	2,066 (12)	5,577 (33)
1793	19,623	9,149 (47)	2,337 (12)	8,136 (41)
1794	28,706	9,797 (34)	2,073 (7)	16,837 (59)
1795	38,996	10,470 (27)	2,253 (6)	26,273 (67)
1796	42,372	11,602 (27)	2,516 (6)	28,254 (67)
1797	57,649	13,594 (24)	3,028 (5)	41,028 (71)
1798	47,422	16,029 (34)	2,678 (6)	28,714 (60)
1799	47,419	16,856 (35)	2,681 (6)	27,882 (59)

(土生芳人、前掲論文、80ページより作成)

(9) 一七九二—一七九九年の経費内容は第二表のようである。この表からわかることは、軍事費の総経費中に占める割合の高さもさることながら、公債費の割合も高いことである。一七九三—一七九九年の再輸出を除くイギリスからの輸出額は一億二七〇〇万ポンドであるが、同期間の公債費はその四分の三強の八七〇〇万ポンドにも達している (cf. Mitchell, *op. cit.*, pp. 281, 391). 更に

ローダーデールにおける経済と政治 (二)

大陸同盟諸国への補助金も経費を膨脹させている。例えば一七九六年には、それは一〇六五万ポンドにも達した(A・アンドレアデス『イングランド銀行史』町田義一郎・吉田啓一訳、二二六ページ)。

(10) アンドレアデス、前掲書、二一四ページ。

(11) 更に、イングランド銀行も政府への貸上げの増加に難色を示していた。例えば、一七九六年の同銀行の政府への貸上総額は八一〇万ポンドでも昇つた (cf. Hargreaves, *op. cit.*, p. 115)。

(12) William Kennedy, *English taxation 1640—1799*, 1913, p. 169.

(13) 佐藤進、前掲書、九七ページ。

(14) イギリスの租税収入は、一七九三年から一七九七年までは一八〇〇万ポンドから二一〇〇万ポンドの間を推移したが、トリプル・アセメントの賦課された一七九八年には二七〇〇万ポンドに、所得税の賦課された一七九九年には三二〇〇万ポンドに増加している。しかしそれにしても、歳入額に占める租税収入の割合は、一七九八年は五五%、一七九九年は六九%である。

なおトリプル・アセメントとは、アセスト・タックスを基礎としながら、その税額を所得額と関連させようとした租税であり、中流・上流階級に対する所得比例税の意図をもつものであったが、その税収は期待収入を大きく下廻って二〇〇万ポンドにみたなかつた。

(15) なおピットは、一七九九年の各種所得を次のように算定している。地代——二五〇〇万ポンド、借地農利潤——一九〇〇万ポンド、公債利子——一五〇〇万ポンド、外国貿易利潤——二二〇〇万ポンド、国内商工業利潤——二八〇〇万ポンド (cf. *Public we-*

*alth*, 1st ed., p. 377)。

(16) 土生芳人、前掲論文、八六—八九ページ。

(17) 「穀物ならびに他の食料品の価格騰貴が、戦争の開始後九年間のイギリス労働者階級の歴史を支配している。貨幣賃金は上昇したが、『生活必需品の価格の上昇にくらべればきわめて不十分な割合にしかならなかった』(Gayer, Rosow, Schwartz, *The growth and fluctuation of the British economy 1790—1850*, vol. 1, 1953, p. 54)。「したがって労働者階級や貧困な階級の困窮は非常にきびしく、彼らより少し上の階級や一般にかぎられた貨幣所得に依存するすべての階級の窮乏は大きかった。まことに、この記憶すべき「穀物の」欠乏の全時期は、社会の大部分にとって大きな苦痛の時期であった」(トウック『物価史』藤塚知義訳、第一巻、三一〇—三一三ページ)。なお、院外救助を唱ったスピナムランド制度の発足は、一七九五年である。

(18) 佐藤進、前掲書、九六ページ。

(19) フェッターは、『公富論』でローダーデールが減債基金を批判したことから、ローダーデールは減債基金が公債の価格を高め、利子率を低め、有利な投資先を奪うことを恐れたと主張し、こうしたローダーデールの立場を投資家階級のそれと規定している (cf. F. A. Fetter, *Lauderdale's oversaving theory, American economic review*, vol. xxxv, no. 3, 1945, pp. 275—276)。しかしながら、こうしたフェッターの規定が誤っていることは、本文でのローダーデールの主張からも明らかであろう。フェッターの規定に対する適切な批判としては、M. Paglin, *Malthus and Lauderdale*, 1961, pp. 107—109 をみよ。またトムスンが「ローダーデールの特別な



反感はマニイド・インタレストに向けられた」と述べらる(H. F. Thomson, *Lauderdale's early pamphlets on public finance 1786-1799, History of political economy, vol. 2, no. 2, 1970, p. 366*)。

(20) ローダーデールは③ *Three letters to the duke of Wellington, 1829* では、公債増発→政府支出増加→有効需要増加→生産拡大という論理を提示し、マンディング・システムの生産拡大効果を賞揚するが、ここではそうした観点は存在しない。なおローダーデールは、一七九六年のピット内閣の財政政策をこう評している。すなわち、「先例のない・憲法違反の・そして議会の承認をえない・公金の〔同盟国〕皇帝への送金ならびに無基公債の未曽有の累積、これらはこの年の財政政策のもとも顕著な特徴をなしたのである」(③ *Thoughts on finance, p. 13*)。

(21) 「貨幣市場の〔高利子率という〕現状においては、富者〔但し、消費者一般と考えてよい〕が〔税を支払うために〕借入れをすることはまったく不可能である。したがって必ずや、彼らが課せられた額は所得を貯蓄することによって調達されるにちがいない」

(④ *Present measures of finance, p. 36*)。

(22) しかもこの場合、政府が獲得する力は公債所有者が得るそれよりも「無限に大きく」(cf. ③ *Thoughts on finance, p. 50*)。またローダーデールは③ *Hints to the manufacturers, 1805* においては、「歳入の増加、多数の財政諸規制、またかかる規制が財産の分配にもたらした重大な変化は、王室が従来所有したよりも、また所有しようとして望んだよりもより有力な力を王室に与えてはいないかどうか」と述べている (p. 6)。

## ローダーデールにおける経済と政治 (二)

(23) 「資本〔＝財産〕の管理に伴うあらゆる力を一個人〔＝ピット〕の意図を実行に移す目的に使うために、これほどの割合の国民の資本が〔「個人の手に」結合された〕とはかつてなかった」(③ *Thoughts on finance, pp. 54-55*)。

(24) ③ *「内閣はわが国の財産と政治制度とを保持するという口実で戦争をおこなっているが、実際には、戦争は財産を侵害し、政治制度を危険に陥れているのである」* (③ *Ibid., p. 55*)。端的に表現すれば、「このためにイギリスは『危機的状况』におちいつく」(cf. ③ *Substance of a speech, p. 2*)。

(25) 「われわれは、真理・救いのチャンスか、ピット氏・確実なる破滅かのいずれかの選択をしなければならぬ」(③ *Present measures of finance, p. 12*)。

(26) ③ *Plan for altering, 1799* で以降ローダーデールは正面からの戦争批判をやめ、イギリス政治制度の危機への警鐘も後景に退く——政治制度の危機が再び論じられるのは戦争終結以降である。そしてこの場合、政治制度の危機の根本原因はやはり財産の分配の変化とされるが、その直接の要因はもはやピット内閣の専制的権力の獲得ではなく、戦後不況下で急進化する過剰人口と彼らを巻きこんだ議会改革運動とである。この点は後述——これは、一七九九年のナポレオンのクーデターの発生や同年の通信協会禁止法・結社禁止法によって戦争反対運動が壊滅的打撃を被ったこととも関連していると思われる (G. D. H. コール『イギリス労働運動史』林・河上・嘉治訳、五四ページ参照)。すなわち、当時イギリスに存在した諸協会のうちで最左派と目されるロンドン通信協会においてさえ、一七九八年四月の会議で書記エヴァンズは、フランス政府

はフランス国内では市民的自由を抑圧し、国外では侵略的政策をおこなない、「共和主義を宣伝するよりも広範な軍事的専制政治をうちたてよう」としている。ここに述べられている (H. Collins, *The London Corresponding Society, Democracy and the labour movement*, 1954, p. 132)。またマイケルは、「ビットの弾圧政策とナポレオンの登場とがイギリスの世論に与えた影響をこう述べている。「一八〇二年という年はフランス革命のスコットランドへの直接の影響が終ったことを示している。……コックバーンは彼の『回想録』にこう記している。『軍事的専制政治にナポレオンがはっきりと進んだことによって、フランス革命のなかに自由のみを見てきた人々の目は開かれた。そして、『ナポレオンの』侵略という恐怖はすべての政党を国の防衛のために団結させた』」と (Meikle, *Scotland and the French Revolution*, p. 214)。ネジューダーデールも、革命の進展に伴ってフランスを「はっきりと『敵』と呼ぶようになつていた」(cf. ④ *Present measures of finance*, pp. 2—3)。

だが、ローダーデールにとっての第一の問題は対仏戦争をおこなうことによって生ずるイギリス政治制度の危機であり、フランス革命の進展は二次的問題であつたと思われる。そしてフォックスも、「フランス革命と開戦との後は、主要な危険はフランスならびにフランスの主義からではなく、イギリス国内での行政部の力の増大から生ずると信じ続けた」のである。た J. R. Dinwiddy, Charles James Fox as historian, *Historical journal*, vol. xii, no. 1, 1969, pp. 33—34)。したがって、フランス革命の進展がどうであれ、ローダーデールはビット内閣による対仏戦争には批判的でありつづけたと思われる。そして⑥ *Plan for altering* 以降、正面から

の戦争批判がなされず、また政治制度の危機についての発言が控えられるようになったのは、ビット内閣の弾圧政策とナポレオンの登場がイギリスのなかに愛国的熱情を沸上らせたことへの彼なりの対応を示していると思われる。すなわち⑥ *Plan for altering* は、現在のように巨額の歳入が必要な場合には所得税よりも相続税 (tax on succession) が適している」と主張されるが、これは「戦争の継続を前提とし、したがって巨額の歳入を調達する必要を前提としたうえで、いかにしてビットの所得税が生ぜしめる経済的悪影響をなくすのか」という問題をイムプリシットに提起していると理解しうる。また⑥ *Plan for altering* で指摘された所得税の経済的不利益は「そのほかとが、すべし」⑦ *Substance of a speech*, ⑧ *Present measures of finance* を指すと思われる。た J. R. Dinwiddy, ④ *Present measures of finance*, pp. 57—63; ⑤ *Substance of a speech*, p. 36; ⑥ *Plan for altering*, pp. 57—63; ⑦ *Substance of a speech*, p. 36; ⑧ *Present measures of finance*, pp. 24—36)。

(27) 「資産家の身体・テンプル・部屋を華麗に飾るのに役立つ、フランス産のあらゆる財貨の相対的優越性・優秀さ・安価さ」に対して、「生活上の慰安に役立つ、またほんの小金を所有する人々の手に届くあらゆる財貨の巧妙さと安価さ」と、イギリスが示す優越性」(⑥ *Public wealth*, 1st ed., pp. 335—336)。

(28) 詳細には、拙稿「ローダーデール『公算論』における財産の分配と有効需要」(『立教経済学論叢』第一〇号)を参照。

(29) 同様、③ *Hints to the manufacturers*, 1805 と④ *Alarming state of the circulation*, 1805 とは、ともにアイルランドの当時の経済状況に関する論説である。前者はアイルランドとの合併(一八〇一年)以降おこなわれている、アイルランドの経費を賄うため

にイングランドで借入れをするという慣行とアイルランドの不在地主によるアイルランドからイングランドへの送金の増大とがイングランドの製造業に与える影響を貨幣数量説的立場から論じたものである。後者は、一七九七年にイングランド銀行の正貨支払停止に伴ってアイルランド銀行の正貨支払が停止されたことが、アイルランドの通貨と為替相場とに与えた影響をブリオニストの立場から論じ、一八〇三年の「アイルランド通貨報告」(本報告については、田中生夫「アイルランド通貨報告」 $\vee$ と「地金報告」 $\vee$ 、『岡山大学法経学会雑誌』第一五号、一九五五年を参照)にコメントを加えた $\Phi$ の $\Psi$ である (cf.  $\textcircled{3}$  *Alarming state*, pp. 11, 21, 53; J. Viner, *Studies in the theory of international trade*, rep. 1975, p. 121)。

なお、前者・ $\textcircled{3}$  *Hints to the manufacturers* は、イングランドにおける産業革命の進展をローダーデルが十分に認識していなかったことを示すものとして重要である。この点は補論で論じたい。

- (30) J・クラブム『イングランド銀行』(英国金融史研究会訳) 第二巻、一ページ。
- (31) Cf. Ricardo, *Works*, vol. III, p. 4 (末永茂喜監訳「リカード全集」第三巻、四ページ)。
- (32) トウック『物価史』第一巻(藤塚訳)、四七三ページ参照。
- (33) 一八〇八年から一八一一年の間に、イングランド銀行券の流通額は一七五〇万ポンドから三三四〇万ポンドに、地方銀行券のそれは二四五〇万ポンド(但し一八〇九年)から三三〇〇万ポンドに増大したが( $\textcircled{4}$  *Depreciation*, p. 39) それに伴って大ブリテンからヨーロッパ大陸への輸出額は第三表のように急増した。そして「この二年の間(一八〇九—一一年)に、金や紳貨とイングランド銀行

ローダーデルにおける経済と政治 (二)

第三表

年	額 (ポンド)
1805	15,465,430
1806	13,216,386
1807	12,689,590
1808	11,280,490
1809	23,722,615
1810	19,606,706

( $\textcircled{4}$  *Ibid.*, p. 33)

券との間の価値の差は急速に増大し、現在では二〇%以上にも達している」( $\textcircled{4}$  *Ibid.*, p. 3)。

なお、一八〇八年には南米貿易が開かれ、リオ・デ・ジャネイロに多種多様の莫大な商品が送りこまれ、これら「きわめて価値の高い商品が現に何週間にもわたって浜辺におかれたまま雨露とあらゆる種類の掠奪にさらされていた」と報道されたような輸出投機とその崩壊とが生じたが(トウック『物価史』第一巻、藤塚訳、三九四ページ)、ローダーデルが「商業の拡大の出現のなかに何か異常なもの」が存在するという場合、当然こうした商業投機が念頭に置かれていたはずである。また、ホーナ、ソントンと共に一八一〇年の地金委員会報告の起草者の一人であったW・ハスキンスも、同年に出版した *The question concerning the depreciation of our currency stated and examined* でおおまかに「二二年間に生じた多くの投機は……恐らく、わが国の通貨の価値の減少に……主として基づいてきた」(*Speeches of W. Huskisson*, 1831, vol. 1, p. 154) と述べるとともに、翌一八一一年には次のような演説をおこなった。「現在の状態の下では、イングランド銀行であれ誰であ

れ、資金を前貸するものは、投機の共犯者である。……大きな害悪は、信用が極めて容易に獲得出来たことからたらされたのである。自己の資本をこえて拡張しようとはしなかった旧来のイギリス商人が、信用が得られる限りとどまることを知らない狂気じみた投機家の一群にとって代わられたこと、また、極めて少額の資本しかもたぬ人々が、実力のある人々をいまや凌駕していること、そしてその結果、投機が最下級の商品にまで及んでいることを御存知であらうか。このようにして、商業は従来この国においてみられなかったような大仕掛のかけ事になってしまったのである(松尾太郎『近代イギリス国際経済政策史研究』、一九七三年、一八三—一八四ページに引用)。

(34) ヴァイナーは、一八一九年の兌換再開決定以降生じた物価下落のなかで、「インフレ期には金属本位への復帰が望ましい」と主張していた熱心なブリオニストたちのうちで、ある者はいまや通貨論争に関して活動をやめ、また不活発であった。ホイットリーやローダーデールといった人たちは物価下落に直面すると、旧平価での金属本位への復帰に対する彼らの以前の熱情を失った」と述べているが (Viner, *op. cit.*, p. 175) ローダーデールはすでに一八一三年に、「われわれは旧本位を回復するという考えを放棄しなければならぬ」と述べていた (② *Further considerations*, p. 62)。

(35) ローダーデールは、兌換再開を決定した一八一九年のピール条例に反対したが、その根拠の一つは、一八一六年の造幣規制の変更によって「銀貨と金貨との内在価値の不均衡」が生じたことであった (② *Protest*, 1819, p. 6)。そしてリカードウは、こうしたローダーデールの主張を「これは今や正貨支払制限の継続を弁護する口

実であります」と批判したが (Ricardo, *Works*, vol. VIII, p. 3. 中野正監訳『リカードウ全集』第八巻『三ノミシ』の点で55頁は後述)。

### 補論 ローダーデールと産業革命——Hints

*to the manufacturers of Great Britain,  
on the consequences of the Irish Union,*

1805 年について——

本書は、すでにふれたように、アイルランド合併以降おこなわれている、アイルランドの経費を賄うためにイングランドで借入をするという慣行とアイルランドの不在地主によるアイルランドからイングランドへの送金の増大とがイングランドの製造業に与える影響を述べたものである。ローダーデールはこう論ずる。

すなわち、「アイルランドとの合併、また合併以降おこなわれている、アイルランドのサーヴスのためにイングランドで借入をするという制度が生ぜしめるにちがいない財産の配分状態」によって、イングランドの製造業者は「差し迫った危険」にさらされている (③ *Hints*, p. 7)。そして、この財産の分配の変化は、アイルランドからの不在地主への送金とアイルランドの経費のためのイングランドでの借入れに対する利子の送金とによってもたらされる。この送金額は現在では年四三九万ポンドにもものぼっているし、イングランドでの借入れが増加すれば

当然にそれは増加する。では、「これ程巨額の貢納<sup>トリビュート</sup>はどのよ  
うに送金されるのか、また、この貢納はそれを受けとるわが国  
の利害に対していかなる影響を与えるのか」(①*Ibid.*: pp. 12—  
13)。現在では、アイルランドの経費のための貸付によるイン  
グランドからの送金が存在するから、次のような事態にはなっ  
てないが、この貸付がなくなれば、こうしたアイルランドからの  
巨額の送金は、アイルランドの為替相場を下落させることによ  
ってアイルランド製造業の競争力を強め、結局アイルランド製  
造品のイングランドへの輸出の増加を招来し、送金がアイルラ  
ンドからの製造品輸出によってなされるという事態が生じるで  
あろう(②*Ibid.*, pp. 19, 24)。確かに、「たとえアイルランドの製  
造業者がこうした送金の必要によって「為替相場が不利にな  
り」奨励を受けるとしても、彼らがイングランドの国内市場に  
入り込みうると想像することは、ブリテン製造業者の熟練と資  
本との優越性に対する根拠のない自信のなさを示しているど、  
ある者かもしれない」が、こうした想像には根拠がある  
のである(③*Ibid.*, pp. 27—28)。

さて、以上のローダーデルの議論が、タッカーが批判した  
ヒュームの貨幣数量説(自動的調節機能論)に依拠しているこ  
とは明らかであろう。そして、タッカーが体現したイギリス産  
業資本の新段階は、こうした単純な理論に基づくイギリス工業  
への悲観論をすでに過去のものとしつつあったのであるが、ロ  
ーダーデルはイングランド製造業が敗退すると考える理由

## ローダーデルにおける経済と政治(二)

を、一七八五年においてピットのアイルランド提議に関してな  
された証言に主として求めている。ピットのアイルランド提議  
とは、一七七〇年代後半からのアイルランドにおける反英運動  
(「義勇軍運動、英貨輸入反対盟約運動」)の高揚のなかで、イ  
ギリスはアイルランドに対する従来の重商主義的植民地政策の  
改変を余儀なくされ、その対応策の一つとして提案されたもの  
であった。その内容は、従来の強力的なアイルランド産業の抑  
圧政策を転換し、両国間の通商を「形式的自由・平等」の条件  
に置くという特質をもつものであった。だが、当時全英商工会  
議所(The General Chamber of Manufacturers of England)  
に結集していた産業資本は、こうしたイギリス側の譲歩に反対  
し、両国の競争条件の実質的平等化を要求した。そして、こ  
うした要求をなざしめた根底の理由は「イギリス産業の国際競争  
力優位に対する確信が未だ動揺して」いたことに求められるが  
(とりわけ、陶器工業)、綿工業もかかる提議はアメリカ戦争  
後の不況を加重するとしてそれに反対したのであった。そして  
かかるイギリス産業資本の対応は、「産業革命完了時点と対比  
した意味での過渡性」を示すものであった。<sup>(2)</sup>  
そして、ローダーデルが引用した、ピットの提議に反対す  
る各製造業者の一七八五年の証言も以下のようなものであつ  
た。(一)絹工業者——「絹工業は単純な性質のものであり、それ  
は熟練<sup>スキル</sup>よりも労働により依存している」。(二)ロバート・ピール  
(綿工業者)——「私が重要だと考えるのは、織工の熟練よりも

も勤<sup>インダストリ</sup>勉<sup>ス</sup>である。というのは、提案されている決議案によつて被害をうけるであろう製造業者の多くは、技術<sup>テックニク</sup>や發明<sup>イノベーション</sup>の才に依存するのではなくて、単に勤勉に依存しているにすぎないからである。「私は(そして綿工業に従事するきわめて多数の者もそうだと信ずるが)アイルランドに移るつもりである」。ローグデールはこうした証言から、「製造業の完成は機械によつて製造業者の作業を出来るだけ単なる労働の發揮に引下げることであるが、こうした程度の改良はすでに大分前にこれらの部門〔毛織物・綿織物・絹織物〕で達成されてしまつており」、したがつてこれ以上の改良は現在なされていまいと主張する。更に彼は、イングランドからアイルランドへの資本と熟練との移転の可能性、ならびに綿工業にしても綿はヨーロッパの生産物ではなく、「大ブリテンは綿を獲得するうえで特別な便を有していない」ことも、イギリス産業の敗退をもたらす要因だと考える(③*Ibid.*, pp. 29, 32, 28, 31, 46)。

確かに、一七八五年の段階ではイギリス産業資本はさまざまの利害対立を含みつつも、「国際競争力優位に対する確信が未だ動揺して」いた陶器工業の主導の下に全英商工会議所に結集し、綿工業も同一の理由ではないにせよ、先にみたピットの提議に反対したのであったから、ローグデールの貨幣數量説に基づく悲觀論は一七八五年においてならば理由がなくなかない——但し、先進国と後進国との国際分業論をそのなかに組み入れ、「外国の保護体制に対しある程度の容認ないし讓歩をなし

うる程度の、成熟した「自由貿易論<sup>(4)</sup>を唱えた、タッカーの『第一論説』の執筆は一七五八年と推定される——。ところが、*Hints to the manufacturers* の出版は、一八〇五年なのであり、一七八六年には全英商工会議所は分裂し、また一八〇一年にはアイルランドの合併が実現し、この間にイギリス産業資本のアイルランド政策は綿工業の利害を貫徹する形で転換をとげたのであった。

すなわち、一七九〇年代後半には綿工業の各工程において「画期的な技術革新が進展し」(具体的には、紡績工程におけるミュール紡績機の改良・鑄鉄製化・大型化・蒸気機関との結合、織布工程における工賃切下げ、仕上工程における化学漂白の改良・ローラー捺染)、価格切下げと製品多様化とが実現され、同時に輸出依存度を増大させていた。そしてこうした輸出増大は自由貿易主義を招来し、綿工業はアイルランド合併を推進した——つまり、自由貿易主義のアイルランド貿易への適用——。ところが毛織物工業(特に梳毛工業)は、(一)イギリス羊毛のアイルランドへの輸出禁止の解除はイギリス毛織物工業の原料難をもたらす、(二)アイルランドの土地・労賃・税の安価さはアイルランド毛織物工業の競争力を強化する可能性がある、といった「旧態依然の重商主義的保護主義」の立場からアイルランド合併に反対したのであった。そして、事実が示すように綿工業の主張が貫徹した。すなわち、イギリス綿工業は自己の生産力的優位を前提に競争条件の形式的平等性を許容し、はつき

りと自由貿易主義の立場にたち、この立場を国の政策になさしめたのであった。確かに、アイルランド綿工業は——一八二三年まで一〇％関税が許されたこともあって——対仏戦争中は繁栄を示したが、細番手を中心とするイギリス綿糸のアイルランドへの輸出は増加したし、またアイルランド綿製品のイギリス市場への輸出も大きな意義をもたなかったのであった。そうして、戦争後はアイルランド綿工業は衰退傾向を示し、一八二五年恐慌に伴うイギリス綿製品の投売による打撃を機として、「力織機の採用と自動ミュールの実用化に象徴されるこの時期のイギリス綿工業の生産力の向上が、アイルランド綿工業を窒息させていった」のであった。そして、一八一五年穀物法制定時には、アイルランドはむしろイギリスの穀物自給の「本質的な鍵」とみなされていたのであった。<sup>(7)</sup>

さて、こうした経緯のなかで、貨幣数量説に基づいてアイルランド製造業によるイギリス製造業の圧倒を予想し、それを「差し迫った危険」と呼んだローダーデルの主張は、産業革命の進展がもたらした生産力の上昇を十分に認識するものではなかったといわねばならない。『エジンバラ・レビュー誌』に掲載された本書に対する書評は、ローダーデルの主張を「イギリス製造業者の独占のための弁論」だと非難したが、問題はむしろ、「イギリス製造業者の独占」をもたらした産業革命による生産力上昇に、ローダーデルがなにゆえに十分な信を置かなかつたのかという点にある。<sup>(8)</sup>

## ローダーデルにおける経済と政治 (二)

さてすでにみたように、ローダーデルは利潤の生産力説を唱え、富を増加させるうえでの分業に対する機械の優越性を主張した。そして、こうしたローダーデルの主張は、スタークによって、「産業革命は資本と労働との関係を全面的にかえてしまった。……資本——いまや主として固定資本——はもはや自立的な労働者につかえる附属品ではなく、むしろ従属的な労働者が資本につかえる附属品であった。ローダーデルの『研究』<sup>(9)</sup>『公富論』はあきらかにそのおおきな変化を反映している」と評されたのであった。すなわちローダーデルは、「製造業機構の完成は、機械を使用することによって商品の生産において可能なかぎり多くの種類の作業の遂行を結合し包摂すること」であり(⑩*Public wealth, 1st ed., p. 294*)、また「労働にとつて代わるうえでの資本の充用の完成は、例外なく、ある瞬間に遂行されるさまざまなプロセスの数に存する」(⑪*Observations, pp. 88—89*)と述べ、こうした機械の使用は労働者の賃金の支払いを減少させるから、機械は商品の「価格を引下げ、そしてこうしたことによつて需要の増加をうみだし」、販売を拡大すると論じた(⑫*Public wealth, 1st ed., p. 289*)。では、スタークの先の評価にもかわらず、ローダーデルが産業革命による生産力上昇に信置かなかつた究極の理由は何であろうか。それは、ローダーデルが理想とした財産の分配状態と関係していると思われる。すなわち、彼は⑬*Public wealth, 1st ed.*において、いかなる財産の分配が富の増大に最も適しているの

かを論じ、「財産の大きな不平等」は「社会の富の増加に対する主要な障害」であるとし、イギリスのように小財産が社会全体に広まっていることが富の増大を最も推進するとした(①: *Ibid.*, 1st ed., p. 345)。というのは、「大財産の所有者は彼らの習慣からして、自分たちがおこなうべく求められることが決してない・労働にとって代わるといふことのために、支出をしようとはおよそ考えつかない」のに対して、小財産の所有者はみづからが労働し、そのために、みづからが「労働にとって代わったり、労働を遂行したりする新方法を発見する」からである(①: *Ibid.*, 1st ed., p. 348; ② *Observations*, p. 73)。つまり、ローダーデールにとっては、富を増加させるうえでは機械資本が分業よりも優越した役割を果し、また、資本は労働にとって代わることによって有用なのであるから、労働にとって代わるための「新方法」——機械の発明——を生ぜしめる可能性が最も大きいところの財産の分配が、富の増加に最も適していることになる。確かに、ローダーデールのいうイギリスにおける小財産の社会全体への広まりは、「民富」の一般的形成を前提とした中産の生産者層のマニファクチュア所有者への転化を生ぜしめ、広大な国内市場を背景にした産業資本の成長を可能にさせた(②)。だが、こうした産業資本の成長は生産者からの生産手段の歴史的分離過程である原始蓄積を遂行することによっておこなわれ、その結果たる産業革命によって産業資本は確立される。したがって、ローダーデールが富の増加に最も適合的であ

るとした小財産の社会全体への広まりは、それが——原始蓄積——産業資本の成長を通じて——富を増加させるなかで、結果的にみづからを否定する(すなわち、独立生産者の両極分解と資本——賃労働関係の確立)。そして、ローダーデールの時代はすでに産業革命の進行が本格化していた時期であり、彼が理想とした財産の分配は崩壊しつつあった。すなわち、下層階級の貧困が不可避であることを主張したマルサス『人口論』はその初版が一七九八年に発表されていたし、また *Hints to the manufacturers* が出版された一八〇五年には、チャールズ・ホールは、ヨーロッパの国々では国民は富者ならびに貧者の二階級にわかれており、国民の一〇分の八を占める貧者階級は彼ら自身が生産する労働生産物の八分の一しか消費していない、と現状を把握し、財産は「その所有者においては取得であり、非所有者においては剝奪である」と論じていた。それゆえに、ローダーデールのいう富の増加に最も適合した財産の分配は、すでに鑄鉄製ミュールをもち、また動力として蒸気機関を据えた機械制工場が生みだす爆発的な富の増加の歴史的前提ではありえても、もはやその現実的基盤ではなかったのである。しかも彼にとつては、財産の分配の変化は政治制度の変化を招来する原因であったから、これに反対しなければならぬ。そしてこの場合、すでにみたようにローダーデールは対仏戦争中には、財産の分配の変化の原因をもっぱらピット内閣(ならびにその後の諸内閣)による戦争遂行のための経済諸政策(すな



わち、公債増発・重税・不換制度に基づく紙券の過剰発行)にのみ帰せしめ、こうした経済政策の背後で進行し、また財産の分配を大きく変化させつつあった産業革命という現実には言及してはいないのである。こうしてローダーデールは、産業革命の進展から二重に目をそらせることになった。すなわち、第一には、イギリス資本主義の発展によって変化させられる財産の分配を彼が守ろうとしたことによって、第二には、この財産の分配の変化の原因をもっぱら人為的なもの——つまり、戦争のための経済諸政策——とみなすことによって、そしてこのことこそ、彼が産業革命による生産力上昇に十分な信を置かなかった究極の理由が存在する。(13)

(1) 小林昇『経済学史著作集』第四巻、「重商主義の解体」第三章第一—三節参照。

(2) 以上は、松尾太郎、前掲書、第二章第一節に全面的に依拠した。

(3) ビットはこうした反対に直面して、一七八五年五月二日に、全英商工会議所に結集した産業資本の主張を「完全に満たす追加提議をおこなった。ところが、これはアイルランドからの反対を招き、結局アイルランド政府はこの提議の議会への提案を取下げたのである(松尾太郎、前掲書、一一七—一一八ページ)。

(4) 小林昇『著作集』第四巻、一四一ページ。

(5) 松尾太郎、前掲書、第三章第四節を参照。なお、綿糸・綿製品の輸出、羊毛糸・羊毛製品の輸出は第四表のように変化した。

(6) 松尾太郎、前掲書、第三章第四節四を参照。

ローダーデールにおける経済と政治(二)

第四表 (£000)

	1795年	1800年	1805年
綿糸・綿製品	2,309	5,851	9,653
羊毛糸・羊毛製品	5,096	6,918	6,006

(松尾、前掲書、277ページ)

第五表 (qrs)

年度	Wheat・Flour	Oats・Oatmeal
1800	749	2,411
1805	84,087	203,202
1810	126,388	492,741
1815	189,544	597,537
1820	403,407	916,251

(松尾、前掲書、288ページ)

(7) 例えば、W・エリオットはアイルランドを「ブリテン帝国のためのもっとも肥沃で豊かな穀倉」と述べたし、H・バーネルも、潜在的にはこの国が「大ブリテンのみならずヨーロッパ南部の穀倉」たりうるとみなしたのであった(Cf. Boyd Hilton, *Corn, cash, commerce: The economic policies of the Tory Governments 1815-1830*, 1977, p.23)。そして、合併以降、アイルランドから大ブリテンへの農産物輸出は第五表のように急増した。

(8) *Edinburgh review*, vol. vi, no. 12, 1805, p. 290. 傍点は原文。

(9) ローダーデールは『An inquiry into the practical merits of the system for the government of India, 1809』に『英』イ

ギリス綿製品がヨーロッパ市場においてインド綿製品を圧倒しつつあることを指摘し、戦争が終ればこうした傾向は更に強まると予想している。そしてその原因として「イギリス綿工業の大改良」をあげ、具体的には「模様のよさと価格低下とがもたらす優越性」を述べ、更に「イギリスがその気候上供給しえない原材料の生産において役立つような、また、そうしてイギリス製造業者の繁栄を助けるような新しい方向に、インド産業が転換される」べきことを消極的にながら提案し、イギリス帝国内部での分業体制の再編・確立の意図を示した(① *Government of India*, pp. 171, 170, 173—174; cf. ② *Ibid.*, p. 245)。ところが同時に、ローダーデールは、現在の東インド会社のインドでの巨額の負債を利率の低いイギリスに移せば、これまでインドから送られていた貢納と東インド会社の社員の財産とに加えて、巨額の利子もイギリスに送金されることになり、かかる送金によって為替相場がインドに不利になり、「近年内外のあらゆる市場において、その優秀さと安価さとの点で、インド織物を打破ることをわれわれに可能にさせた、機械の充用上のあらゆる熟練と巧み<sup>テクニック</sup>とは何の役にもたたなくなる」と主張したのである。すなわち、「負債の移転と送金の必要とによって生みだされる財産の人為的な配分状態がもたらすにちがいない過酷な事態は、いかなる熟練をもつてもわが国製造業者に安全を与えることを不可能にする」と、再び貨幣数量説に基づいてイギリス綿工業の敗退を予想する(③ *Ibid.*, pp. 241—242, 244; cf. W. J. Barber, *British economic thought and India 1600—1858*, 1975, chap. 7)。(10) W. スターク『社会発展との関連における経済学史』(杉山忠平訳)、六〇—七。

(11) ローダーデールの次の文章を再度引用したい。「富の適當なる分配(「小財産が社会全体にひろまること」)は、国内市場においてたえず増進する需要を確保することによって富裕の増加を保証し、また、その習慣からして労働にとって代わるという欲望が生じそうな人々にそれを実行する力を与えることによって、一層効果的に富裕の増加を保証する」(④ *Public wealth*, 1st ed., pp. 349—350)。(12) Cf. Charles Hall, *The effects of civilization on the people in European states*, 1805, pp. 2, 118, 86. (松浦要訳、四・八九—五一ページ。但し訳文は変更)そして、機械に対する労働者の暴動は一八世紀末から頻繁化していたし、一八〇二年には最初の工場法が制定されていた。(13) ローダーデールは一八一八—一八一九年にわたって、綿工場における児童の労働時間を制限する Cotton Factory Bill ならびに煙突掃除に児童を使用することを禁止する Chimney Sweepers Regulation Bill の制定に反対した。そしてその理由として、こうした立法は「労働は自由に放任されるべきであるという経済学の大原則」に反するし、また「綿工場」で「児童が健康を害するほど長時間使用されている」という主張は根拠がなく、彼らは「一般の児童と同程度に健康で」あり、そして労働が自由に放任されれば「労働時間は雇用者と被雇用者との間で適当に決められるであろう」と述べた (*Parliamentary debates*, vol. xxxviii, pp. 579, 793, 580)。児童労働でマセ・フェールを適用せんとするらうとしたローダーデールの主張の形式性は、工場における児童労働の実態を無視するばかりでなく、スタークのいう「産業革命による資本と労働との関係の全面的変化をなら反映するものではなかったといわねばならぬ

い。そしてハモンド夫妻は、こうしたローダーデールの主張に基づいて彼を「悪漢 (villain)』と呼んだのである (J. L. and Barbara Hammond, *The town labourer*, p. 185)。

〔未完〕